

第3回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和7年6月23日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第5 議案第3号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- 第6 その他

◎出席委員 (9名)

- 1番 樋口 國 先
- 2番 杉田 文 枝
- 3番 神野 充 布
- 4番 瓜田 晃
- 5番 山下 博 史
- 6番 菅野 能 弘
- ~~7番 佐藤 能 將~~
- 8番 加川 可名子
- 9番 長谷川 和 夫
- 10番 藤本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 内 山 徹
- 事務局次長 丹伊田 和 博
- 主事 菊 地 智 皓

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は 9 名出席です。7 番佐藤委員から欠席するとの申出がありました。過半数の出席があり定数に達しておりますので、ただいまから第 3 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。
------	--

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 1 番樋口委員、2 番杉田委員にご指名をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」という者あり)
藤本会長	ご異議がないようでありますので樋口委員、杉田委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告があれば発言してください。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案 2 ページをお開きください。第 2 回総会以降の経過報告になります。 6 月 16 日、美深町地域担い手育成総合支援協議会定期総会が役場大会議室で行われ、会長と局長と次長が出席をしております。同日美深町後継者育成推進協議会定期総会が役場大会議室で行われ会長と会長代理と局長と次長が出席しております。17、日畜魂祭が菊丘公園で行われ、会長と局長が出席しております。18～20 日、令和 7 年度美深町議会第 2 回定例会が役場議場で行われ、会長と局長と次長が出席しております。本日 23 日、第 3 回美深町農業委員会総会が開催されております。 続いて第 3 回総会以降の予定でございます。7 月 3～4 日、市町村事務局長研修会が札幌市で行われる予定で局長が出席します。7 月 10 日、北部上川農業委員会協議会情報交換会が名寄市で行われる予定で、会長と会長代理と局長が出席します。7 月 10 日～11 日、農業者年金業務担当者地区別研修会が旭川市で行われまして、次長が出席予定です。7 月 25 日、平和記念式典が文化会館 COM100 で行なわれる予定で会長と委員と事務局が出席します。第 4 回農業委員会総会ですけれども、何日が皆様ご都合よろしいかどうかご相談申し上げます。 (日程調整)
丹伊田次長	では、25 日開催の予定ということでございますが、また近くなりましたらご案内いたします。経過報告、諸般の報告は以上になります。

藤本会長	ただいまの報告に対しまして、ご質疑等があれば受け賜ります。 ありませんか。 (「なし」という者あり) なければ次に進みます。
------	---

◎日程第3 議案第1号

藤本会長	＜日程第3＞議案第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案3ページをお開きください。 議案第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので審議願います。 整理番号1番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町〇〇△△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡の賃貸借となります。賃貸借の期間は平成28年1月1日から令和7年12月31日まで、合意による解約年月日は令和7年5月30日、土地の引渡期日は令和7年5月30日となります。貸主の申し入れによる合意解約です。これ以後解約が成立しましたら〇〇〇営農集団であっせん会議をすると伺っております。合意解約から土地の引き渡し時期までが6か月以内なので、今回の合意解約は成立していると考えられます。説明は以上です。
藤本会長	ただいまの説明に対しましてご質疑を受け賜ります。 ありませんか。
藤本会長	他にございませんか。ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第1号農地賃貸借の解約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

藤本会長	＜日程第4＞議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題に供します。 それでは、事務局より説明願います。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。

丹伊田次長	それでは 7 ページをお開きください。議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により、美深町長草野孝治から意見を求められた令和 7 年度第 2 号農用地利用集積等促進計画について審議願います。 整理番号 2 番、譲渡人、〇〇市〇△条〇△丁目△△番地△△〇〇〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△△, △△△㎡外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は令和 7 年 7 月 18 日、対価の支払い期限は令和 7 年 12 月 19 日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですけれども反当り△△, △△△円、価格総額△, △△△, △△△円となります。 整理番号 3 番、譲渡人 〇〇市〇〇区〇△条〇△丁目△番地△△ 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲受人、美深町字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△, △△△㎡、外△筆、合計△△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は令和 7 年 7 月 18 日、対価の支払い期限は令和 7 年 7 月 28 日、土地の引き渡し時期は対価の支払日です。価格ですけれども反当り田△△△, △△△円 畑△△, △△△円、価格総額△, △△△, △△△円となります。こちらは農地の賃貸後に売買が行われる農地保有化合理化事業を利用した案件です。 別紙資料として航空写真に赤枠で囲まれたところが今回の土地の所在になりますのでご覧いただければ幸いです。説明は以上です。
藤本会長	ただいまの説明に対しましてご質疑を受け賜ります。ありませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （全員の挙手あり）
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第 2 号農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長	< 日程第 5 > 議案第 3 号令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題に供します。事務局より説明願います。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、事務局次長。
丹伊田次長	9 ページをお開きください。 議案第 3 号令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められた令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の可否について、審議を求めます。目標につきましては、令和 5 年度 3 月第 12 回総会の際に既に審議済みでありまして、今回は令和 6 年度の評価のみということですのでご理解いただきたいと思います。10 ページに移ります。こちらはですね別紙様式 5 ということで令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の公表というところで、1 番目農業委員会の状況であります。これにつきましては、3 月の総会で提案しました令和 6 年度の活動目標の設定から現状数値を記載してあります。

次の 11 ページをご覧ください。2 番目最適化活動の実施状況です。1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題 現状について申し上げます。管内の農地面積 4,990ha、これまでの集積面積 4,355.01ha、集積率については 87.27%でした。課題については、「認定農業者への集積を促進しているが、個々の経営面積が増加し規模拡大が頭打ちになりつつある。そのため集積率は大幅に伸びていない。地域農業を支える新たな担い手の育成、確保し集積促進が求められる」です。②の目標は割愛させていただきまして、③実績という欄をご覧ください。今年度の新規集積面積 42.0ha、農地面積は 4,980ha、今年度末の集積面積(累計)は 4,413.3ha、今年度末の集積率 88.64%、目標に対する達成の状況では、101.57%となります。農業委員会の点検結果はその下の欄になりますけれども、「営農集団内の担い手へ農業経営基盤強化促進法に基づく集積を図り、担い手への集積を促進した」。下のほうの(2)遊休農地の発生防止・解消に移ります。①現状及び課題、現状、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況、これは第 1 号遊休農地面積が 0ha、うち緑区分、黄色区分についてもともに 0ha、下の②目標については 0ha ということになります。

次の 12 ページをご覧ください。③の実績になります。アの既存遊休農地の解消、これは緑区分、黄色区分、いわゆる遊休農地の度合いのことを指しますが、緑区分、黄色区分ともに 0 になります。新規発生遊休農地の解消、これも 0 です。④その他については、農地利用状況調査実施時期については 8 月に実施しました。その結果、遊休農地の面積は 0 ということになります。農地の利用意向調査についても 0 でしたので、実施はしておりません。農業委員会の点検結果については、「計画通り実施し農地の状況を確認した」、これは昨年と同じ点検結果となります。(3) 新規参入の促進であります。①現状及び課題、現状、令和 4 年度新規参入者△経営体、△△. △ha、令和 5 年度については△経営体、△△. △ha、令和 6 年度の新規参入者については△経営体、△△. △ha、これは〇〇地区の〇〇〇〇さんになります。目標面積は割愛します。

次の 13 ページをご覧ください。③実績、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地面積△△. △ha、目標に対する達成率△△△. △とありますがご覧のとおりです。新規参入者の参入状況については△経営体、取得面積△△. △ha、これは〇〇さんの面積となります。農業委員会の点検結果「予定していた新規就農者 1 件が順調に就農した。依然、農業資材、肥料、飼料高騰は大きな課題となるが、JA 等の関係機関と連携を図りながら、新規参入について取り組んでいきたい」。続いて 2 番目の最適化活動の活動目標であります。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標、1 人あたりの活動 3 日、活動を行う農業委員の人数は 10 名となります。目標は割愛しまして、実績になります。活動強化月間の設定回数、これは 3 回で行いました。8 月、①②が取組項目となりますが、これは農用地利用状況調査を実施しておりまして、遊休農地の発生防止に取り組みをいたしました。11 月と 3 月同じ項目になりますけれども、「賃貸契約の更新時期のため、貸し手借り手の情報を地域で共有し担い手への集積を図る」ということで、皆様地区でそれぞれ取り組んでいただいたことと思います。

次 14 ページをご覧ください。(3) 新規参入相談会への参加、これは目標 1 回でしたが、②の実績ですが開催できなかったということで 0 になります。一番下になりますけれども総合的な推進委員等の点検・評価結果であります。3 番目の目標に対して期待どおりの結果が得られた、10 名の委員さんということで、そういう評価をしてございます。

最後 15 ページをご覧ください。3 事務の実施状況です。1 総会、部会の開催実績ということで、美深町農業員会総会 4 月から 3 月まで合計 11 回開催をしております。2 番目農地法第 3 条に基づく許可事務でございます。1 年間の処理件数 5 件のうち許可が 5 件となっております。処理期間は標準処理期間

	申請書受理から 10 日間、処理期間（平均）10 日間、総会開催日の公表はしている、申請書締切日の公表はしていないというふうになります。3 農地転用に関する事務についてです。権限移譲については農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく指定市町村に指定ということになっております。1 年間の処理件数、転用 4 条申請が 0 件、5 条申請が 1 件、合計が 1 件、うち許可相当が 1 件、不許可相当が 0 件となります。処理期間については、標準処理期間申請書受理から 40 日、処理期間（平均）40 日となります。4 違反転用の対応、現状、管内の農地面積 4,980ha、違反転用面積はございません。実績についても違反転用なしということで、解消面積は 0 となっております。説明は以上です。
藤本会長	議案第 3 号について審議願います。 ご質疑、ご意見を賜ります。
2 番 杉田委員	はい
藤本会長	はい、杉田委員。
2 番 杉田委員	すみません、細かい部分ですけど、15 ページの 4 違反転用への対応で、管内の農地面積 4,980ha ですけど、 11 ページの管内の農地面積(A)は 4,990ha とありまして、10ha 違うのは何か意味があるのですか？
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、事務局次長。
丹伊田次長	こちらは、※に書いてあります、直近の耕地及び作付け面積統計における農地面積を記入となっておりまして、当時目標を掲げたときは 4,990ha だったんですけど、現状 4,980ha ということで、端数調整で整理されていると思われる。 公表されている数値を記入しているのでご理解いただければと思います。
2 番 杉田委員	ありがとうございます。
藤本会長	他にございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について、賛成の方の挙手を求めます。 （全員の挙手あり）
藤本会長	全員賛成です。 よって、議案第 3 号令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎日程第 5 その他

藤本会長	＜日程第 5＞その他、委員の皆様から何かございませんか。 なければ事務局の方から何かございますか。
丹伊田次長	とくにありません。

◎閉会宣言

藤本会長	以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 3 回美深町農業委員会総会を終了いたします。 大変お疲れ様でした。
------	---

※終了 午後 1 時 5 8 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑥

署名委員 1 番

⑥

署名委員 2 番

⑥